

Q4 市議会は、私たち請求代表者に意見陳述の機会を与えましたが、質疑を行なう参考人招致はしませんでした。参考人招致をしなかったことは、問題がなかったのでしょうか。当てはまる番号に○をつけてください。またその理由をお示してください。

- ① 問題はなかったと思う ~~②~~ どちらかと言えば問題はなかったと思う
3. どちらかと言えば問題があったと思う 4. 問題があったと思う

(理由)

別記

Q5 私たちは、「市は、この新庁舎建設事業について十分な情報を市民に伝えておらず、市民が議論に参加する機会をつくる努力が不足していた」と再三指摘してきました。これについて、どうお考えか、お答えください。

別記

Q6 市議会の議論の中で、「住民投票ではなくとも、市民アンケートなどで住民の意向・意思の把握は可能である」という意見も出されました。こうしたアンケートで市民の意向や意思を把握する市民アンケートの実施について、どうお考えですか。

1. 行なうべきだ ② 行なってもよい 3. 行なうべきではない

(理由)

別記

Q7 今回の住民投票条例案の採決では、どのような点を重視しましたか。

別記

Q8 住民投票を求めた市民に伝えたいことをご記入ください。

別記

これで質問は終わりです。市民のため、松江市のため、真剣に考えてお答えいただいたこと、感謝いたします。ありがとうございました。

アンケートへの回答（記述部分）

2020/10/28

文責：川井弘光

Q3 「ある意味で権利の乱用だ」との市長の発言をどう思うのか？

市長の発言は「言い過ぎ」で、不適切だと受け止めています。

直接請求は「間接民主主義（代表民主制）」を補完するものとして認められた権利であり、議会が議決した後であっても認められるものと承知しています。

最終決定は政治が行い、その責任も政治が担うことが民主主義の基本です。ただし、そのプロセスにおいては十分な議論が必要であることは当然です。住民投票は、そうした間接民主主義の下での「議会での議論と市民意見の反映」や「自治体の長の民意の把握と説明」が不足しているとの判断から、民意を把握し住民参加の下で最終判断を下すよう求めて提起されるものだと理解しています。

Q4 参考人招致をしなかったことは、問題なかったのか？

個人的には、公聴会を開き「利害関係者」や「学識経験者」などの参考人から意見を聞く機会を設けても良いとは考えていました。しかし、議会運営委員会で協議した結果「意見陳述を行う」と決まりましたので、合議に基づく判断に従いました。

Q5 「十分な情報を市民に伝えておらず、議論に参加する機会をつくる努力が不足していた」という指摘についてどう考えるか？

市としての「情報の提供と共有」と「市民参加の促進と意見集約」が不足していたのは事実だと認識しています。特に、「基本設計」の結果として概算経費が発表されて以降の対応は不十分だと考えます。また、議会としても反省すべき点があります。

このことについては、議会内でも年初から問題視してきました。多くの議員、会派から「市民の皆さんに基本設計の結果を丁寧に説明せよ」との意見が出され、市執行部（担当部局）としても努力を確約していましたが、「新型コロナ禍」の影響を受けたこともあり、対応が不十分なまま今日を迎えています。

しかし、この事業はまだまだ続きますので、今からでも遅くありません。しっかり説明し意見交換をする「双方向の対話」を継続する必要があります。特に選挙で選ばれた行政トップである市長は、「双方向の対話」の先頭に立つべきです。

Q6 市民の意向・意思を把握する市民アンケートの実施についてどう考えるか？

アンケートという手法は、傾向を把握するために行うものと承知しています。重要案件について民意を確認するための「住民投票」とは求めるものが異なることから、その代替えとしてアンケートを実施する意味があるのかという疑問があります。

したがって、目的を明確にしたうえで設問を検討し、適切な時期に行うアンケートであれば実施する意味があるものと考えます。

Q7 条例案の採決では、どのような点を重視したか？

最も重要視したのは「今、住民投票を実施するべきか」という点です。

皆さんの署名活動が始まって以降、この問題について多くの方々と意見を交わしました。その中でたどり着いた答えは「住民投票で民意を問うのであれば明快な答え（結論）を求めなければならない」ということでした。こうした観点で見ると、今回提出された条例案では、求める結果が不明瞭と判断しました。そこで、「この条例案を否決したうえで、現計画の是非を問う住民投票条例案を議員提案する」という手法についても、所属会派内で検討しました。しかし、結論としては、この段階に至って「計画を白紙に戻すという判断」を含む住民投票を行うべきではないという結論に至りました。「時期（タイミング）を逸している」というのが、私たちの結論でした。

なお、市議会本会議では、住民投票に必要な経費や、投票までの期間などを問題視する発言もありましたが、私が所属する会派内では民主主義を貫徹するには「手間」「暇」「お金」は必要との意見で一致していました。したがって、「コスト」や「必要な時間（期間）」についての議論はしておりません。

Q8 住民投票を求めた市民に伝えたいこと

皆さんのご意向に沿えない結果となったことは申し訳なく感じております。しかし、私たち議員には皆さんの声が十分伝わり、真剣な議論ができたということをご理解いただきたいと存じます。また、市の執行部（担当部局など）にも、皆さんの声は届いていると感じております。

皆さんの活動がきっかけとなり、私たち議員は自らの支援者をはじめ多くの皆さんとディスカッションを行うことで、あらためて「民意」を集める機会を得ました。そして、この問題について本当に幅広い、様々な意見があることも再確認することができました。

一方、住民投票実施の是非という問題とは別に、私個人の範疇では「この段階になって計画変更を求めるべきではない」という声（意見）が多数を占めていたこともお

伝えしておきたい事実です。これもまた、貴重な民意だと受け止めました。

今回松江市民の皆様が立ち上げり、直接請求運動に取り組まれたことは画期的な出来事です。これを契機に、多くの方々が市政に関心を持ち、より一層参加していただければ幸いです。また、私たち議員に対しても日ごろからご意見をお寄せいただければ喜ばます。皆さんそれぞれに応援している議員や顔見知りの議員がいらっしゃると思います。ぜひ積極的に意見交換をしていただきますようお願いします。

あわせて、議会として今後検討すべき事柄も再認識できました。議会に対しても「気づき」を与えていただきありがとうございました。